

コロネード原山町内会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、コロネード原山町内会（以下「町内会」という）と称し、事務所をコロネード原山管理事務所内に置く。

(目 的)

第2条 町内会は、会員相互の協力により生活環境の改善を促進し、併せて会員の親睦と福祉の向上を図ることを目的とする。ただし、個人の生活を尊重しこれを侵すものではない。

(事 業)

第3条 町内会は、前条の目的を達成するため、主として次の事業を行う。

- 一 会員相互の親睦と福利厚生に関するここと
- 二 生活環境の改善、生活文化の向上に関するここと
- 三 関連官公署との連絡、協力、折衝に関するここと
- 四 防犯、防災、交通安全に関するここと
- 五 町内会報等の発行
- 六 同一目的を有する他団体との協力に関するここと
- 七 その他町内会の目的達成に必要なこと。ただし、宗教的行事、政治的活動は行わない。

第2章 会 員

(会 員)

第4条 町内会の会員は、コロネード原山に居住し、第23条に規定する会費を納入した住居で構成する。また、会員は一住居一会員とする。

(資 格)

第5条 町内会への加入脱退は自由であり、会員はすべての権利と義務を有する。

- 2 集合住宅という相互の理解と協力が重要視される現状において、原則として全住居の加入を求めていくこととする。
- 3 会員は資格を取得、喪失したときは直ちに町内会に届けなければならない。

(議決権)

第6条 会員は一住居につき一票の議決権を有する。

第3章 役員及び機関

(役 員)

第7条 町内会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、会計2名、会計監査2名、書記2名、他役員若干名、顧問2名

(役員の選出)

第8条 役員は各棟ごとに次のように選出する。

- 一 1、2、3、4、8号棟から各2名以上、5、6、7、9号棟から各1名以上、合計最低14名以上とする。但し、2020年度より当面の間、4号棟からは1名以上

の選出とし、合計最低13名以上とする。

- 二 選出に当たっては会員の選挙、推薦又は各棟別集会の取決めによる選出方法に基づき総会の承認を得て決定する。
- 三 選挙が実施される場合の方法、手順については役員会で定める。
- 四 顧問は会員及び役員の中から会長又は役員会が推薦し、総会の承認を得て決定する。
- 五 役員の選出に当たっては、町内会の目的を踏まえ、高齢や病弱者など格段の事情のある場合には、役員の免除や代行を各棟などで相談し、会員相互の助け合いを推進するものとする。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げないが、連続して役員になることができるのは**5期**までとする。

- 2 任期途中で欠員が出た場合は補欠役員を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。
補欠役員の選出方法については上記第8条によることとする。
- 3 任期満了後においても、新任役員との引継ぎ期間等は引き継ぎ業務を行う。

(役員の任務)

第10条 役員は総会の決議を遵守し、町内会のために誠意をもって任務を遂行しなければならない。なお、各役職は役員会における互選で決定する。

- 2 会長は、町内会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 会計は町内会の会計を処理し、財産を管理するとともに町内会の財務を担当する。
- 5 会計監査は町内会の財産及び会計業務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- 6 書記は役員会の議事録の取りまとめ、町内会報の作成、発行を担当する。
- 7 その他の役員は役員会で定める業務を担当する。
- 8 顧問は町内会の運営の相談に応じ、必要に応じ役員会に出席し意見を述べることができる。

(班組織)

第11条 役員の業務を補佐するために各棟別に班組織を設ける。

- 2 各班の区割りは棟別集会で決定する。
- 3 班の中から協力委員を毎年選出する。
- 4 協力委員は年数回程度、役員会から依頼された事項について業務を補佐する。

具体的業務は班内の会費集金、イベントの補助、その他とする。

第4章 会議

(会議の種類)

第12条 町内会の会議は、次の3種とし前2者は会長がこれを招集し、後者は該当棟の役員が召集する。

- 一 総会
- 二 役員会

三 棟別集会

(総 会)

第13条 総会は町内会の最高決議機関で、定期総会は年に1回4月に開催する。また、会長は次の場合は臨時総会を招集する。

- 一 役員会が必要と認めたとき
- 二 会員がその5分の1以上の同意を得て会議の目的とする事項及び招集の理由を示して請求があったときは、その日より1カ月以内に開催する。

(総会の成立)

第14条 総会は、会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席がなければ成立しない。

(総会の付議事項)

第15条 次の事項は総会の議決を必要とする。

- 一 会則の設定、変更に関するここと
- 二 新年度の事業計画及び予算に関するここと
- 三 前年度の事業報告及び決算に関するここと
- 四 役員の改選に関するここと
- 五 その他総会の議決を必要とする重要な事項

(議 長)

第16条 総会の議長は会員の中から選出する。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 会則の設定、変更は出席者の4分の3以上の多数をもってこれを決する。
- 3 総会の決定事項は、速やかに全会員に周知しなければならない。

(専 決)

第18条 総会で付議しなければならない事項でも、緊急を要するために総会を招集する日のないときは、役員会で専決することができる。ただし、専決した事項は必ず全会員に報告し、次の総会で承認を得なければならない。

(議事録)

第19条 総会の議事は、議事録を作成し保管しなければならない。

(役員会)

第20条 町内会の事業を推進するため、第7条に定める役員等により役員会を行う。

- 2 役員会は町内会の最高執行機関であって、総会及び棟別集会により委任された事項等の業務を執行する。
- 3 役員会は原則として月1回の定例会議を行う。また、必要に応じ会長が臨時に開催できる。議長は会長が行う。
- 4 役員会の議事の決定については、会員に報告しなければならない。
- 5 役員会の議事は構成員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(役員会の職務)

第21条 役員会は次の職務を行う。

- 一 事業を執行するための方針に関すること
- 二 事業計画、予算案の作成並びに事業報告、決算書の作成に関するここと
- 三 その他審議を必要とする重要なこと

(棟別集会)

第22条 棟別集会は、該当する棟の役員が必要と認めたとき、若しくは会長の要請があつた場合は、該当棟内の会員を招集する。決定事項は速やかに役員会に報告しなければならない。

第5章 会 計

(収 入)

第23条 町内会の経費は、次に挙げる収入をもってこれに充てる。ただし、一及び二号の金額については別途細則で定める。

- 一 入会金（初回入会時のみ）
- 二 会費
- 三 補助金、寄付金等
- 四 その他の収入

(用 途)

第24条 前条の収入は、町内会の一般活動及び第3条の事業を行うための費用に充てる。

(徴 収)

第25条 町内会の会費の徴収方法については別途細則で定める。

(会計年度)

第26条 町内会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(決 算)

第27条 町内会の決算の会計は、年度ごとに会計監査を経て総会の承認を必要とする。

(帳簿等の閲覧)

第28条 町内会の記録及び会計帳簿は、会員の要求があれば隨時公開するものとする。

会員は諸帳簿に対して閲覧する権利を有する。

第6章 雜 則

(報 酬)

第29条 役員等に係わる報酬は原則としてないものとする。ただし、事業の執行に必要な経費については、役員会で定めて支給する。

(慶弔金)

第30条 会員に対する慶弔金等については、別途役員会で定める。

(上部親睦団体)

第31条 町内会は印西市内の町内会、自治会及び町会の各会長で構成する上部親睦団体「印西市町内会自治会連合会」に入会する。この連合会には町内会を代表して原則的に会長が出席する。また、この連合会の年会費として町内会は定められた会費を納める。

(補 則)

第32条 町内会の施行に伴う必要な諸細則は、別に定める。

附 則

この会則は平成6年4月1日より施行する。

平成7年4月23日 改訂

平成8年4月21日 改訂

平成11年4月18日 改訂

平成17年4月17日 改訂

平成24年4月8日 改訂

2019年(平成31年)4月7日 改訂

2023年(令和5年)4月16日 改訂(第8条及び9条ゴシック部分)